

知名町フローラルパーク

指定管理者募集要項

令和6年9月

知 名 町

第1 指定管理者制度導入及び募集の目的

公の施設の管理受託者については、従来、公共的団体等に限られていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、「指定管理者制度」が導入されました。これは、公の施設の管理について民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、住民のサービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

今回は、令和7年3月末で指定管理期間が終了するため、知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第24号。以下「条例」という。）第1条に規定する施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、住民サービスの向上に資するため、条例第5条の規定により、指定管理施設の管理運営を行っていただける指定管理者の候補者を次のとおり募集いたします。

第2 指定管理者を募集する施設について

1 施設の名称等

- (1) 名 称 知名町フローラルパーク（以下「フローラルパーク」という。）
- (2) 所在地 鹿児島県大島郡知名町知名2190番地1
- (3) 竣工日 平成11年3月
- (4) 施設の構成

別紙1「施設の構成」を参照してください。

2 フローラルパークの設置目的

町民のふれあい、健康増進及び福祉の向上を図ることを目的としています。

3 フローラルパークの特徴

スポーツ・文化活動を通じた町内外の交流の場として、地域に開かれた住民の誰もが利用しやすい、多目的に利用可能な施設として整備されました。

施設周辺には、国立公園特別地域などの自然環境が共存しており、その自然及び既存施設との調和が図られ、まちづくりの一環として地域活動の重要な拠点としての役割を目指しています。

第3 指定管理者の指定・募集について

1 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年を予定しています。ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、議会の議決を経て正式に決定されます。なお、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第11項の規定に基づき、町はフローラルパークの施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続する

ことが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

2 指定管理者による管理及び運営

フローラルパークの管理運営においては、役場企画振興課と緊密な協力・連携を図りながら、利用者の視点・サービス向上の視点・経営感覚の視点などを取り入れた管理運営を行うことが求められます。

また、イベント等においては、地元集落や町内各団体との連絡・調整及び連携を図っていくことが必要となります。

(1) 管理の基準

管理運営の基本的事項は、次のとおりです。

① 定休日

指定管理者は、町長の承認を得てフローラルパークの定休日を定めることができます。

② 利用時間

ア テニスコート	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
イ ペダルゴーカート	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
ウ 土コート	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
エ 芝コート	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
オ 遊具施設	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
カ 管理棟内会議室及びテナント	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

なお、町長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができます。

③ 施設利用の制限及び入場の制限

指定管理者は、条例第 10 条の規定により利用の制限を、また同条第 13 条の規定を遵守しない場合も入場を制限することになります。

④ 利用料金及び手数料

フローラルパークの管理運営にあたっては、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。利用料金制度とは、使用料や自らが実施する各事業の収入を直接自らの収入とすることができる制度です。

従って、指定管理者は、その管理運営に係る収支について一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

利用料金は、条例第 12 条第 3 項の規定により、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定める額とします。

⑤ その他

フローラルパークの管理運営にあたっては、この募集要項に定めるもののほか、議決による指定管理者指定後に締結することとしている管理運営に関する協定書（以下、「協定書」という。）等で定めることとなります。

(2) 業務の範囲

フローラルパークにおいては、貸室、テナント、運動施設、遊具施設等の事業を行い、業務の範囲は次のとおりです。

- ① フローラルパークの利用及びその制限に関する業務
- ② フローラルパークの維持管理に関する業務
- ③ その他、町長が必要と認める業務

(3) 業務の内容等

① 業務の内容

- ア 施設の使用許可に関すること
- イ 利用料金の徴収、減免に関すること
- ウ 別紙1「施設の構成」に記載された施設及び備品等の管理に関すること
- エ そのほか施設の管理に関し、町長が必用と認めること

② 業務の部分委託

業務の範囲に掲げるすべての業務を一括して他の事業者へ委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、町長と協議の上、専門の業者等に委託できるものとします。

なお、フローラルパークの施設の維持及び管理に関する業務の部分的な業務の委託については、事業計画書の中で業務名を明示してください。

(4) 運営組織

フローラルパークの業務を適切、円滑に実施していただくため、必要なスタッフを配置してください。

(5) 指定管理者の業務に係る経費等

- ① 当該施設の管理及び運営に係る経費は、町が指定管理者に支払う委託料と利用料金等の収入をもって充てます。委託料の支払い方法については、四半期ごとに支払うものとします。
 - ② 委託料は、指定管理者から提出していただく事業計画書や収支計画書等の内容及び町の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、決定することになります。管理及び運営経費の明細については、別紙2「運営経費の試算」をご参照下さい。
- 取得した財産等については、設置者（町）に帰属するものとします。

第4 指定管理者の指定申請及び選定手続き等について

1 応募者の資格等

(1) 応募の資格

指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人」という。）、または、複数の団体で構成されるグループ（以下「グループ」という。）です。（法人格の有無は問いません。）なお、一つの法人又はグループ（以下、法人又はグループを併せて「団体」という。）が複数の応募を行うことはできません。

また、個人での応募はできません。

(2) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。また、協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ① 管理運営にあたり、緊急時における迅速な連絡・対応体制が確保・整備できない団体
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ③ 法律行為を行う能力を有しない団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生の手続きをしている団体
- ⑤ 鹿児島県及び鹿児島県内の市町村から入札参加資格を取り消されている団体
- ⑥ 都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑦ 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれる団体
 - ア 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
 - イ 破産者及び禁固以上の刑に処せられている者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

(3) グループ応募の留意事項

- ① グループで応募する場合は、必ず、代表者及び代表団体を決定してください。
- ② 法人が複数のグループの構成員となり応募することはできません。
- ③ 単独で応募した法人は、グループによる応募の構成団体になることはできません。

2 申請書類

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。また、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

法人	法人格のない団体	グループで申請する場合
① 指定管理者指定申請書 (様式第1号)	同左	同左(代表者名)
② 事業計画書(様式第2号)	同左	同左(代表者名)
③ 収支予算書(様式第3号)	同左	同左(代表者名)
④ 誓約書(様式第4号)	同左	同左(代表者名)
⑤ 定款又は寄付行為の写し	定款等に代わる規約又は寄付行為の写しなどを添付	同左(構成各グループの定款、寄付行為の写し、又は定款等に代わる規約などを添付)
⑥ 登記事項証明書又は法人登記簿謄本	代表者の住民票の写しを添付	同左(構成各グループの登記事項証明書又は法人登記簿謄本、もしくは代表者の住民票の写し)
⑦ 団体の概要に関する書類 (任意様式)	同左	同左(構成各グループ分)
⑧ 役員の名簿(任意様式)	同左	構成各グループの役員名簿
⑨ 前事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録(任意様式)	前事業年度分の収支決算書、損益計算書及び財産目録(任意様式)	前事業年度分の貸借対照表、損益計算書、又は収支決算書及び財産目録(任意様式)
⑩ 直近の納税証明書(法人市町村県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税)	団体代表者の個人市町村民税の直近の納税証明書	構成各グループの直近の納税証明書(法人においては法人市町村県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税、その他の団体にあつては団体代表者の個人市町村民税)

(注) ・ 各種証明書等については、3ヶ月以内に取得したものに限りします。

- ・ 新設団体等事業報告書のない団体等にあつては、総会等の議事録及び設立までの活動内容を記載した書類を添付してください。

(2) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本1部の2部とし、副本は、ホチキス留めとし、糊付け製本は不可とします。

(3) 留意事項

- ① 書類の内容は、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守してください。
- ② 応募書類は、日本工業規格のA4縦サイズで、片面複写とします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ③ 応募書類の再提出及び差換えは認めません。
- ④ 提出された応募書類は、指定管理者の選定、審査、協議に使用します。
- ⑤ 提出された応募書類は、選定事務等に必要な範囲で複製することがあります。
- ⑥ 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑦ 応募書類の提出に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ⑧ 選定委員及び本町職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。
接触の事実が認められた場合には失格となります。
- ⑨ グループ（共同事業体等）で応募する場合、構成員の変更は認めません。
- ⑩ 応募を辞退する場合には応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑪ 提出された応募書類は、返却いたしません。
- ⑫ 提出された応募書類は、知名町情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

3 申請の手続き

申請の手続き及び指定管理候補者選定スケジュールは、次のとおりです。

(1) 申請書類の受付

次のとおり受付します。

- ① 期 間 令和6年9月24日（火）～令和6年10月25日（金）
ただし、土日や祝日等の休日を除きます。
- ② 時 間 8時30分～17時15分まで
- ③ 方 法 企画振興課まで持参又は郵送（締切日当日消印有効）してください。
問合せ先 〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地
知名町役場企画振興課（知名町フローラルパーク指定管理者募集担当）
TEL 0997-84-3162 FAX 0997-93-4103

(2) 申請及び指定管理候補者選定スケジュール

- ① 募集要項の配布 令和6年9月24日（火）～10月25日（金）
- ② 募集説明会等の開催 令和6年10月4日（金） 10時～（予定）
- ③ 質問票の受付 令和6年9月24日（火）～10月11日（金）
- ④ 質問票の回答（最終公開） 令和6年10月18日（金）

- | | |
|--------------|----------------------|
| ⑤ 申請期限 | 令和6年10月25日（金） 17時15分 |
| ⑥ プレゼンテーション | 令和6年10月下旬以降に予定 |
| ⑦ 選考結果の通知 | 令和6年11月上旬に予定 |
| ⑧ 優先交渉権者との協議 | 選考後随時 |
| ⑨ 協定締結 | 町議会における指定の議決後 |
| ⑩ 業務開始 | 令和7年4月1日（火） |

(3) 申請スケジュールの具体的内容

- ① 募集要項の配布（募集要項、申請書類等は知名町ホームページからもダウンロードできます。）

ア 期間 令和6年9月24日（火）～10月25日（金）※土日や祝日等の休日は除く

イ 時間 8時30分～17時15分まで

ウ 場所 知名町役場企画振興課

- ② 募集要項に関する質問票の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 期間 令和6年9月24日（金）～10月11日（金）まで

イ 方法 質問票（A4任意様式）に記入の上、郵送、電子メール又はFAXにて送付してください。（電子メール china08@town.china.lg.jp）

- ③ 質問に対する回答

質問者に対して、郵送、電子メール又はFAXで回答します。また、応募の意思がある方は、令和6年10月11日（金）までに応募意思届出書（様式第6号）を提出してください。応募意思届出者には、公平を期すため、全ての質問及び回答内容を郵送、電子メール又はFAXにてお知らせします。

※ 応募意思届出書提出の有無が指定申請書の提出を妨げるものではありません。

- ④ 募集説明会

ア 日 時 令和6年10月4日（金） 10時～ ※予定

イ 場 所 知名町役場2階委員会室（TEL 0997-84-3162）

ウ 内 容 募集要項の説明、質疑応答、ほか

エ 申込方法 参加を希望される方は、10月3日（木）17時15分までに申込書（様式第5号）を郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。（1団体の出席者は3名までとします。）

※募集説明会の参加の有無が選定の評価に影響を及ぼすことはありません。

※募集説明会の予定が変更となった際は、受付けた参加希望者に連絡いたします。

4 指定管理者の指定

(1) 選定基準

知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 15 号）第 4 条の規定に基づき、指定管理候補者を、別紙 4 「選定基準」により総合的に評価し、選定します。

(2) 選定方法等について

① 選定方法

指定申請書等を用いて指定管理候補者選定委員会を開催した上で、本事業に最も優れた申請者を選定します。なお、指定管理候補者選定委員会は、必要に応じてプレゼンテーションの要請及び申請者に対するヒアリングを実施します。日時、場所、出席人数等については、後日申請者に連絡します。

② 選定事務の所管

選定事務については、企画振興課が行います。

③ 選定結果

選定結果については、申請者すべてに文書で通知します。

また、選定結果及び経過については、個人情報の保護に支障のない形で公開します。

第 5 指定管理者との協定について

1 協定書の締結

選定の結果、最も優れた提案を行った申請者に対し、町長及び企画振興課は管理運営にあつての細目を協議します。

協議の過程において、委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、次点候補者と協議を行う場合があります。

協議成立後、指定管理候補者として議会に提案し、議会の議決によって指定管理者として正式に指定がなされた後、当該施設の管理運営に関する協定を締結することになります。

2 協定の内容

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画書等及び法第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書に関する事項

(3) 町が支払うべき管理費用に関する事項

(4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(5) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) その他町長が別に定める事項

- ① 指定管理者が行う業務内容に関する事項
- ② 町条例等関係法令の遵守義務に関する事項
- ③ 施設の改修、備品等の整備に関する事項
- ④ 再委託の取扱いに関する事項
- ⑤ 利用の許可及び利用料金等の金額、徴収に関する事項
- ⑥ 収支状況を明らかにした証拠書類等の整備、保管に関する事項
- ⑦ 職務上知り得た事項の守秘義務に関する事項
- ⑧ 変更の届出に関する事項（定款、事務所所在地、代表者氏名等）
- ⑨ 損害賠償の義務及びその他のリスク分担に関する事項
- ⑩ 事故・災害等の緊急時の対応に関する事項
- ⑪ 協定書に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合の対応に関する事項
- ⑫ その他町長が必要と認める事項

3 管理に関する責任分担

協定締結にあたり、町が想定する主な責任分担の方針は、別紙4「責任分担表」のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい事項について、その基本的な考え方を示したものです。

第6 その他管理運営にあたっての留意事項

1 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等の規程を遵守してください。

- (1) 地方自治法、同施行令ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 知名町フローラルパークの設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- (4) 知名町個人情報の保護に関する法律施行条例、知名町情報公開条例
- (5) その他関連する規程

2 引継業務

指定管理者は、指定時には円滑かつ支障なくフローラルパークの管理運営業務を遂行できるよう、現指定管理者および町企画振興課より引継ぎを受けるものとします。

また、指定期間終了時には、次期指定管理者が円滑かつ支障なくフローラルパークの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

3 管理運営の実績についての評価

指定管理者は、町長に対し、事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとなります。提出を要する資料や時期等については、必要に応じて企画振興課と指定管理者が協議の上、決定することとします。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の水準を満たしていないことが明らかな場合には、町長は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行うことがあります。

4 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

平成 17 年 4 月 1 日から「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）が完全施行され、「知名町個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和 5 年条例第 2 号）も施行されています。

指定管理者は、同法の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として町が明示した措置を実施してください。

なお、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後であっても当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

このため、指定管理者はフローラルパークの管理運営を行うに当たって、個人情報の保護に配慮した管理運営体制の整備や従事者に対しての必要な研修の実施など、適切な対応を行うようにしてください。

5 指定管理者の情報公開について

「知名町情報公開条」（平成 16 年条例第 13 号）第 18 条の規定に基づき、指定管理者として公の施設の管理を行う法人等はその管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めてください。

6 町内雇用及び町内への発注等への配慮

指定管理者が行う管理運営にあたって、職員の雇用については特別な理由がない限り、できるだけ町内居住者の雇用に努めるものとします。

また、清掃業務などの各種業務や物品調達等においても、町内事業者への委託、発注に努めるものとします。

また、この点については、方針や対応策などを申請書で提案してください。

7 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して次のとおり義務を負うことになります。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理

者においてその損害を賠償しなければなりません。

(2) 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には、直ちにその旨を町へ報告しなければなりません。

(3) 指定管理者は、町長と協議の上、損害賠償責任保険に加入するものとします。

8 課税に関すること

フローラルパークの管理運営に伴い、受託者（法人）については、法人税、法人事業税、法人市町村民税等の申告納税義務が生じることがあります。

又、利用料金収入（施設利用料など）や町が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となります。

9 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

町長が行う業務改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、町が指定の取消を行った場合には、町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可効力など、町長及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくフローラルパークの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなど必要な対応を行うものとします。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者に指定管理者予定候補者として、フローラルパークの管理運営に関する協議を行うことがあります。

第7 問い合わせ先

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地

知名町役場 企画振興課 先田 和人

T E L 0997-84-3162 F A X 0997-93-4103

電子メール china08@town.china.lg.jp

施設の構成

- 1 名 称 知名町フローラルパーク
- 2 所 在 知名町知名2190番地 1 他 3 筆
- 3 施設概要

総敷地面積 54,186 m²

■ 施設内容

【スポーツ・レクリエーション施設】

- テニスコート 4 面（照明 18 基）
- 壁打ち場 1 面
- 土コート 1 面（バスケットゴール 2 基）
- 芝コート 2 面

【遊具施設】

- キッズコンビ（複合遊具 すべり台（大・中）等） 1 基
- 2 連ブランコ 1 基
- ミニシーソー（桃色） 1 基
- パオスライダー（すべり台（小）） 1 基
- ホップライド（シバイヌ、ネコ、ライオン） それぞれ 1 基
- 低鉄棒（3 連） 1 基
- ターザンロープ 1 基
- ドカン山 1 基
- 四阿（コロニアル葺） 1 基
- パーゴラ 1 基
- ネットスパイダー 1 基
- サンドコミュニケーション 1 基

【建物施設】

- 管理棟 鉄筋コンクリート造平屋 281 m²
事務所、会議室、テナント、男子トイレ、女子トイレ
- 屋外トイレ 25 m²
- 屋外トイレ 9.88 m²

【付属施設等】

- ゴーカート車庫 1 棟
- 東屋 屋根無し 1 棟
- ポンプ棟 20 m²
- 給水施設 1 基
- ベンチ 11 基
- 園路照明 4 基

【その他】

- 駐車場、集水池

■ 管理する備品等

甲が乙に貸与する備品等

種類	数量	単位	備考
放送設備	1	式	
ゲートボール用具	1	式	
グラウンドゴルフ用具	1	式	
テニス用具	1	式	
サッカーゴール	1	対	
ペダルゴーカート	16	台	
ストライダー	5	台	ヘルメット・肘当て・膝当て含む

運営経費の試算

【歳入】		(単位：円)	
項目	金額	説明	
利用料収入	1,872,950	令和5年度決算額	1,872,950
雑収入	582,004	令和5年度決算額	582,004
合計	2,454,954		

【歳出】		(単位：円)	
項目	金額	説明	
給料	2,513,600	作業員給与	2,100,000
		作業員賞与	350,000
		作業員超勤手当	63,600
共済費	608,070	健康保険	128,764
		厚生年金	229,666
		介護保険	22,842
		企業年金基金	58,320
		退職金掛け金	120,000
		児童手当拠出金	9,036
		雇用、労災、一般拠出金	30,660
		福利厚生	8,782
需用費	2,989,142	消耗品費	1,169,906
		燃料費	128,292
		修繕費	79,571
		水道代	556,160
		電気代	1,040,854
		ガス代	14,359
役務費	64,497	通信運搬費	46,347
		支払い手数料	18,150
		保険料	0
その他経費	1,496,790	租税公課	5,000
		公園管理費	1,191,790
		積立金支出	300,000
合計	7,672,099		

【歳出】：7,672,099
【歳入】：2,454,954
【指定管理委託料見込額】：5,217,145

選定基準

選定基準	具体的な評価項目	配点
I パークの指定管理者としてふさわしい団体等であるか	募集要項に規定した応募の資格及び応募の制限に則した団体等であるか	適格条項
II 会館の設置目的を確実に果たす運営が見込まれること	・管理運営の基本方針が、施設の設置目的に一致しているか。	30 点
	・管理運営を希望する目的・理由が妥当なものであるか。	
	・管理運営の計画が地元や町内外の各種団体、教育機関等との連携等を意識したものとなっているか。	
	・管理運営の計画に独自性や斬新さはあるのか。	
	・職員の雇用や業務委託の発注、物品の調達等について町内からの雇用や町内業者への発注等配慮されているか。	
III 知名町フローラルパークの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること	・閉開園日、時間等について利用者の便に配慮したものとなっているか。	40 点
	・広報・誘客対策について、実現の可能性が高い計画となっているか。	
	・施設のPRを目的としたイベント等を実施する計画等考慮されているか。	
	・運営全般について、新たな視点や住民協働を意識した取り組みがなされているか。	
	・利用者へのサービスの向上などが考慮されているか。	
	・管理経費の縮減が図られているか。	
	・収支計画について、実現可能性は十分か。	
IV 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	・管理責任者について、適切な人材が確保できるか。	20 点
	・職員の指導育成、研修体制は十分か。	
	・利用者からの苦情等に対して、適切な対応がなされるか。	
	・申請者の財務状況は良好か。	
V セキュリティー	・事故防止などの安全管理対策、体制は十分か。	10 点
	・事故及び災害時の緊急対応体制は十分か。	
	・個人情報の保護、情報公開について、十分配慮がなされているか。	適格条項
VI ヒアリング	・評価の観点	20 点
合 計		120

【採点基準】

評価区分	配点 5 点	配点 10 点
特に優れている（高度な能力を有している）	5 点	10 点
優れている（十分な能力を有している）	4 点	8 点
普通（一応の能力を有している）	3 点	6 点
多少不十分（多少能力が乏しい）	2 点	4 点
不十分（能力が乏しい）	1 点	2 点

責任分担表

種類	内容	指定管理者	町
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応	○	
	上記以外		○
事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
	上記以外	○	
施設等維持管理	施設、設備、備品等の維持管理	○	
	1 件 30 万円未満の施設等修繕及び指定管理者の責めに帰すべき事由による 1 件 30 万円以上の施設等修繕	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によらない 1 件 30 万円以上の施設等修繕		○
	施設、設備、備品に対する損害保険		○
	不適切な施設管理による指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者に損害を与えた場合の補償	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	